



しあわせ  
信州

# 労働ながの

2024

10月

NO.569

労働委員会  
特集号

～雇用のトラブル まず相談～

## ご存知ですか？「個別労働紛争あっせん制度」

長野県労働委員会では「個別労働紛争あっせん制度」により、働く皆さんと事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。



### ●「個別労働紛争あっせん制度」とは何ですか？

働く皆さんと事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。この制度は、①手続簡単、②費用無料、③早期解決、④秘密厳守という特徴があり、労働者または事業主のどちらからでも申請が可能です。



### ●あっせん員とはどんな人ですか？

労働委員会の公益委員（弁護士や大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）と、事務局職員の4者で構成されています。



### ●あっせんはどのように行われますか？

あっせん員が、非公開・非対面で、労働者・事業主双方のお話を個別に伺い、歩み寄りによる解決を働きかけます。その結果、合意に至れば協定が締結され、双方の歩み寄りがなく解決が見込まれない場合は、あっせんの打ち切りとなります。



### ●どこに相談すればいいですか？

あっせんの申請は県下4か所の労政事務所又は労働委員会事務局でお受けしています。まずは事前にご相談ください。

### ●具体的な事例●

同僚からいじめやパワハラを受けたことを理由として退職した方が、自己都合退職とされたことに納得できなかったため、会社都合の離職とすることと精神的負担に対する損害賠償の支払いを求めてあっせんで申請しました。

あっせんでは、会社はいじめやパワハラ的事实を認めませんでした。あっせん員の働きかけにより、申請者が退職するほど不快な思いをしていたことは認め、離職理由を会社都合とすること、解決金を申請者に支払うことで双方が合意に至り、解決しました。

あっせんについて  
詳しくはこちら ▶



## 労働相談会のご案内

経験豊かな労働委員による労働相談会を開催します。お気軽にお問合せください。

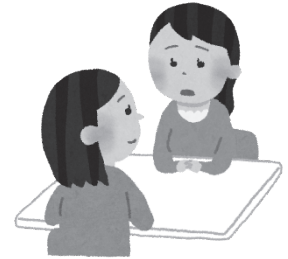
### ○日時・場所 完全予約制

**10月19日（土） 13:30～17:00**

長野市生涯学習センター（長野市大字鶴賀問御所町1271番地3）

**10月26日（土） 13:30～17:00**

松本市勤労者福祉センター（松本市中央4丁目7番26号）



### ○相談できること

職場のトラブルに関すること（退職勧奨、雇止め、賃金未払い、など）

※経験豊かな労働委員がアドバイスを行います。

※相談内容によって、別の相談先（労働局など）をご案内することがあります。

### ○お申し込み方法

希望する相談日の**2日前まで**に、電話か電子メールにてお申込みください。

お申し込みの際は、次の4点をお伝えください。

- ①お名前
- ②電話番号
- ③ご希望の相談時間帯（※）
- ④相談内容（簡単で結構です）

※・ご希望の相談時間を、次の時間帯から選んで第1希望から第3希望までをご連絡ください。

・ご希望の相談時間帯については、希望者数により調整する場合がございます。その場合は相談会前日までにご連絡を差し上げます。メールの場合、roi@pref.nagano.lg.jpを受信できるように設定しておいてください。

- ①13:30～14:00、②14:00～14:30、③14:30～15:00、④15:00～15:30、  
⑤15:30～16:00、⑥16:00～16:30、⑦16:30～17:00

### ○お申し込み先

長野県労働委員会事務局

電話：026-235-7468

E-mail：roi@pref.nagano.lg.jp

相談会については  
こちらでもご案内  
しています



### ○お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局（長野県庁8階）

電話：026-235-7468 E-mail：roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページは  
こちら





## 概要

- ・従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対して、負担額の一部を助成する事業を実施しています。
- ・県内に本社等を置く資本金10億円未満の中小企業等で、国・県が働きやすい企業に対して認証している制度を取得している企業が対象となります。
- ・従業員の奨学金返済に対して企業が負担した額の1/2（1人あたり年額10万円上限）を補助します。

## 奨学金返還支援制度を導入しませんか？

◆◆奨学金返還支援制度を導入している企業を県の専用サイトで紹介しています◆◆

サイトURL:[www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student](http://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student)

◆◆制度導入検討などお気軽にご相談ください◆◆

奨学金返還支援制度の導入のほか、職場いきいきアドバンスカンパニー認証の申請支援、制度等のアドバイスや事例の説明など専門のアドバイザーをご利用いただけます。費用は必要ありません。

【相談先】 イーキュア株式会社（令和6年度選ばれる職場づくり推進事業受託事業者）

電話0120-640-234（土日祝日を除く：9時～17時） 電子メールsyokuba@ecure.co.jp

県内企業向け「新時代の働き方」を目的とした  
オンライン講習会を開催します

子育てや介護など、「企業で働く」と同時に様々な役割を担う人が増えている今、「複業＝パラレルワーク」の視点から社会も自分自身も豊かになるこれからの働き方のヒントを探ります。

講師は、コラボワークス代表、サイボウズ執行役員、自営農業のポータルフォロワーである中村龍太氏。複業のエバンジェリストとして活躍中の中村さんに働き方改革最前線を伺います。

※講習会・ワークショップの詳細は下記お申込み二次元コードよりご確認ください。

日程：2024年11月25日（月）15:00～16:30

1部（15:00-15:40）：講演会

表題：『複業、パラレルワーク』

～私も会社も豊かになる、新時代の働き方～

講師：複業家 中村龍太氏

2部（15:50-16:30）：ワークショップ・情報交換会

対象：ながの子育て応援企業同盟に加入している、または加入をご検討いただける法人の人事・労務担当または経営者の方

定員：100名（1社3名まで）

開催環境：ZOOM（オンライン開催）

※お申込み後日程が近づきましたらURLを送らせていただきます

お申込みはこちら



お申込み：上記二次元コード内に記載の専用フォームよりお申し込みください。

問い合わせ先：026-291-8605（長野県令和6年度社会全体で子育て応援業務事業受託事業者（株）ながのアド・ビューロ）

# 長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、**令和6年10月1日から時間額998円**に改正されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。この機会に、使用者の方も、労働者の方も賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。



**長野県最低賃金** **時間額**

**998円**

(改正前 時間額948円)

効力発生效年月日 **令和6年10月1日**

長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。

長野労働局

検索

—お問合せ先—

長野労働局労働基準部賃金室  
(026-223-0555)

または最寄りの労働基準監督署へ

## 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援制度の紹介

### ▶ 業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成します。

お問合せ先…長野労働局 雇用環境・均等室 (026-223-0560)



### ▶ キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して一定額を助成します。

お問合せ先…長野労働局 職業対策課 (026-226-0866)



▶ その他の支援策 <厚生労働省ホームページをご覧ください>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html)

▶ 最低賃金特設サイトもご覧ください！

<https://pc.saiteichingin.info/>

その他の支援策  
(厚生労働省 HP) ▶



最低賃金  
特設サイト ▶



簡単管理 全額非課税 掛金助成

退職金は、国の制度を賢く活用

**中退共** 小企業 職金 済制度

「中退共」で検索!

(独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも働く職場に労働保険

厚生労働省

守る責任。加入する義務。労働保険

労災保険 + 雇用保険